

# 文教くらし委員会記録

開催日時 令和元年9月24日(火) 13:04~15:11

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

今井 光子 委員長

阪口 保 副委員長

小村 尚己 委員

植村 佳史 委員

井岡 正徳 委員

藤野 良次 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 7名

議 事

## (1) 請願の審査について

請願第2号 「県立奈良高校の屋内運動場の耐震化を求めること」に関する  
請願書

請願第3号 「平成30年10月5日に可決された『奈良県立高等学校設置  
条例の一部を改正する条例』における奈良市所在の県立高校7校  
に関して、県立高校進学希望者の要望に沿った募集定員、並びに  
普通科定員の確保を求める」請願

請願第4号 「奈良市所在の県立高校が築き上げた大学進学のを確保す  
るためにも、平城高校の存続を求める」請願書

請願第5号 「県立高校の再編計画については、住民参加の観点、並びに国  
際条約の子どもの権利条約等の観点から、当事者(生徒、保護者、  
卒業生、地元住民ら)の合意を前提とすることを求める」請願書

## (2) 議案の審査について

議第60号 奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

議第62号 奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特  
例に関する条例の一部を改正する条例

議第69号 高等学校整備事業にかかる請負契約の締結について

(3) その他

<会議の経過>

○今井委員長 ただいまから、文教くらし委員会を開会いたします。

本日は、請願の紹介議員として、山村議員が出席されておりますので、ご了承願います。

本日、当委員会に対し、5名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室をさせていただいております。

なお、この後傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

案件に入ります前に、このたび亀田議員の辞職に伴い、阪口保議員が、9月定例県議会開会日の9月11日に、副委員長に選任されました。ついては、阪口副委員長より一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

○阪口副委員長 このたび副委員長になりました阪口です。よろしく願いいたします。

○今井委員長 案件に入ります前に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

7月5日付人事異動により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付しております資料のとおり変更し、出席要求しておりますので、ご了承願います。

次に、榊田景観・環境局長から、この人事異動に伴う職員の紹介をお願いいたします。

○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 それでは、7月5日付で着任しました担当の次長を紹介させていただきます。環境省自然環境局から来ていただきました西村景観・環境局次長（景観・自然環境担当）です。

○西村景観・環境局次長（景観・自然環境担当） どうぞよろしく願いいたします。

○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 どうぞよろしく願いいたします。

○今井委員長 それでは、案件に入ります。

まず、請願の審査を行います。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案及び請願の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

当委員会に付託を受けました請願第2号、「県立奈良高校の屋内運動場の耐震化を求めること」に関する請願書、請願第3号、「平成30年10月5日に可決された『奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例』における奈良市所在の県立高校7校に関して、県立高校進学希望者の要望に沿った募集定員、並びに普通科定員の確保を求める」請願、請願第4号、「奈良市所在の県立高校が築き上げた大学進学のを確保するためにも、平城高校の存続を求める」請願書及び請願第5号、「県立高校の再編計画については、住民参加の観点、並びに国際条約の子どもの権利条約等の観点から、当事者（生徒、保護者、卒業生、地元住民ら）の合意を前提とすることを求める」請願書については、お手元に配付した資料のとおりです。

また、紹介議員から趣旨説明を行う際の参考資料配付の依頼がありましたので、委員長として許可をいたしましたので、事務局に資料を配付させます。

それではまず、請願第2号について、紹介議員である山村議員に請願の趣旨を説明願います。

**○山村議員** それでは、請願第2号、「県立奈良高校の屋内運動場の耐震化を求めること」に関する請願書について説明をいたします。

基本的に、請願書を読み上げることで説明にかえたいと思います。

最初に請願書の文章に一部訂正がありますので報告させてください。1枚目の下から3行目、平成27年12月16月となっております、月の字が間違えておりました。それから2枚目です。2枚目の下から9行目です。一番最後の木製仮設体育館の大きさは595平方メートルとなっておりますが、687.6平方メートルの間違いでしたので、訂正をお願いいたします。

それでは説明いたします。請願者は、奈良県奈良市石木町405、鳥見浩憲ほか2名です。

要旨ですが、県立奈良高校では既存の屋内運動場の耐震工事を行わず、木製の仮設体育館を設置する方針である。しかし各種資料を分析すると、木製の仮設体育館の決定に至る過程において適切な判断が行われていないことがわかる。一方、屋内運動場の耐震補強工事を行えば、生徒の安全を確保した上で、授業や部活動を支障なく実施できる教育環境が整備できる。よって授業や部活動に大きな支障の出る木製仮設体育館の設置については見直すべきである。

効果、費用、工期や税法上の観点も含め、木製の仮設体育館の選定は不適切であり、現

在未耐震である屋内運動場の早期耐震化を求める。

以下、経緯ならびに根拠となる理由について述べる。

#### ①奈良高校の屋内運動場の耐震対策に至る経緯。

奈良高校の屋内運動場の耐震強度不足は、平成20年1月に荒井知事に報告された奈良高校の耐震診断結果により明らかとなった。これ以降、奈良高校校長等により耐震化の要望が何度もなされ、ようやく平成27年度に耐震化費用が予算に組み込まれ、体育館の耐震設計を終え、平成27年8月にはシャワールームの色の選定や備品の移動等、具体的な工事準備にまで至っていた。

しかし、平成27年12月16日の件名「奈良高校（7-1～7-2）屋内運動場のH28工事中止について」の打ち合わせ等記録から、吉田教育長が耐震工事中止を指示している。この判断は、教育委員会での審議および決定の記録は無く、教育長の独断であったことが分かっている。

これはお配りしていただいております資料の1枚目の裏面ごらんいただいたらわかります。

参考までに今年8月29日、葛城市の市民生活部の課長級の男性職員が、教育施設のスロープ設置工事等の決済を怠り未執行にしたことで懲戒処分にされている。まさに同事例である。この判断については、文教くらし委員会ならびに県議会の適切なお対応に委ねたい。

本論、奈良高校の耐震化放置の問題は、昨年8月に奈良市の避難所指定の解除以降、マスコミによる報道が過熱し全容が明らかになった。特に、吉田教育長の耐震工事中止判断により、生徒や教職員の大切な命がさらに約4年間も危険に晒されていたことは多くの批判を呼んだ。

このように、社会問題となった奈良高校の耐震工事については、平成30年9月に発動された「奈良高校の耐震化調整権」によってようやく安全対策が進んだ。以上が経緯である。

奈良高校の耐震化調整権とは、知事の公有財産に関する長の総合調査権というもので、これが発動されることによってようやく安全対策が進んだということです。

#### ②耐震対策による効果。

屋内運動場の安全対策の選定に関しては、学校支援課高木氏と奈良高校奥田事務長との平成30年10月10日のメールのやり取りが情報開示されている。

『体育館の代替の仮施設について、県のイベントで利用検討している大型木製テントの利用が出来ないか検討せよと知事より指示がありました。』

『スペースについて、バレーボールコートやバスケットボールコートは確保できるが、高さが中心部以外は低すぎて適さない。』

『体を動かす運動及び球技を行う場合は10人程度が限界である』

開示された情報では「知事の指示である」、「体育館として不適當である」と記載されている。具体的な影響について、屋内運動場の大きさは1階、2階を合わせて約2000平方メートル、1フロアで約1200平方メートルであるのに対して、木製の仮設体育館の大きさは687.6平方メートルしかない。そのため、3学年が揃った活動は困難であるだけでなく、前述の通り授業や部活動に大きな影響を及ぼす。更に平成30年12月28日、奈良高校安井前校長から吉田教育長に渡された要望書には『木製の仮設体育館は容認しがたい』という内容が記載されている。つまり木製の仮設体育館では効果に問題がある。

また、平成31年2月27日の防災・県土強靱化対策特別委員会で行われた川田前議員と吉田教育長との質疑応答により、屋内運動場の耐震補強工事と木製の仮設体育館との検討状況が明らかにされた。木製の仮設体育館の選定理由については、吉田教育長が『再利用が可能である』という点を挙げられている。しかし、再利用の用途は検討中で具体的な使途が決定されていないため、税金投入の理由とはなり得ないと指摘を受けている。税法上の疑義がある。

#### ③耐震工事の費用。

同委員会では、費用についても言及されており、屋内運動場の耐震工事費用が1.8億円に対し、木製の仮設体育館の費用は2.0億円である。従って、屋内運動場の耐震工事の方が安価であるという指摘があった。つまり、木製の仮設体育館の選定は不適切である。

尚、本委員会以降、木製の仮設体育館の設計は変更が重ねられており、費用については2.0億円を超える可能性が含まれる。

#### ④耐震工事の工期。

平成27年8月の資料に具体的な工期が記載されており、工事着工から完了まで約5ヶ月とある。仮に今から着工すれば1月には完成し2月から利用可能となる。現在計画している木製の仮設体育館と同時期に使用可能であるため、工期は選定理由にならないものと考えられる。

以上の通り、屋内運動場の耐震対策に係る、効果、費用、工期について比較検討を行っ

たが、結論として、従来通りの授業や部活動が行え、安価となる“屋内運動場の耐震工事”の方が有益であるのは明らかである。しかし、有益でない木製の仮設体育館を選定する判断が下されており問題である。これが請願理由であり、県立奈良高校の屋内運動場の耐震化を求める。

次のページを見ていただくと、屋内運動場の耐震工事の効果と、木製仮設体育館の効果等を示した比較表、表1がつけられておりますので、ごらんいただきたいと思います。

子どもたちからの要望書も出されており、資料の3枚目に添付されております。子どもたちからの要望書は、7月23日に手書きの要望書が校長先生に出されたのですけれども、ちょうどその日に県議会が学校を視察をされていたということで、特に子どもたちからの要望はないと報道されておりますが、校長先生は、手書きではだめなので書き直しなさいと指示をされて、7月24日に改めて要望書が出されたということでした。なお、資料の後ろから2枚目の時系列表をごらんいただくと、2001年11月30日に、柿本知事に奈良高等学校の耐震診断の報告がされており、この当時から危険性が明らかになっております。2007年12月には、荒井知事にも報告がされておりましたが、その危険が放置されてきたということですが、ようやく2014年6月に構造耐震補強設計済と教育委員会の資料に出ております。そこまでかかってそのようなものができたにもかかわらず、それをほごにして新たに教育上も問題がある木造の仮設体育館に切りかえられたということで、甚だ納得できがたいことだと私も思っております。ぜひとも皆さん、この請願にご賛同いただきたいと思います。以上です。

○今井委員長 それでは、ただいまの説明について、紹介議員に対する質疑があればご発言願います。

質問がないようですので、次に、請願第3号について、紹介議員である山村議員に請願の趣旨を説明願います。

○山村議員 それでは説明いたします。

「平成30年10月5日に可決された『奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例』における奈良市所在の県立高校7校に関して、県立高校進学希望者の要望に沿った募集定員、並びに普通科定員の確保を求める」請願。請願者は奈良県奈良市石木町405、鳥見浩憲ほか2名です。

要旨ですが、『奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例』（以降、本件条例という）により、奈良市における県立高校の定員枠が他地域に比べて大幅に少なくなり、県立

高校進学 of 公平性が保たれなくなる。

平成31年（令和元年）の奈良市内の県立高校の入学枠は、定員1930名であるのに対し、令和2年は416名減の1514名と奈良市だけが大幅に削減される予定であり、この状況は他地域に比べ、生徒数に対する募集人数が極端に少なくなる。

また、奈良市所在の7校の県立高校の生徒のうち、奈良市在住者の比率が約半分を占めており、奈良市在住の県立高校進学希望者にとって影響は極めて大きい。

また奈良市の県立高校普通科の定員は34%に激減する。しかし県教育委員会による「県内公立中学生の進路志望調査」では、71.9%の生徒が全日制普通科への進学を希望しており、奈良市の普通科定員はこれを大きく下回ることになる。

募集定員については、住民参加の観点で、入学希望者や保護者、卒業生、県民の意見を広く聞き、併せて、進学実績や学校評価から、高校の持つ価値を客観的に評価し県民の広い合意形成が必要である。

よって以下の2項目の請願を求める。

請願項目1。

本件条例により、奈良市所在の県立高校の定員枠が他地域に比べて大幅に少なくならないように、奈良市所在の県立高校の進学者数に適した募集定員を確保することを求める。

請願項目2。

本件条例により、奈良市所在の県立高校普通科の定員は34%に激減し、県教育委員会の要望調査により得られた71.9%を大きく下回る。そのため、奈良市内の県立高校7校について、特に、入学希望が多い普通科に関して、募集定員の修正を求める。

まず、現状の普通科定員が妥当であることについてですが、奈良県教育委員会が知事報告のために平成29年度9月1日に作成した「県立高等学校の配置と規模の適正化について」の資料に記載の平成29年度公立中学生の進路希望の調査結果では、71.9%の中学生が普通科を希望している。現在、奈良市内の7つの県立高校の定員は1930名であり、そのうち1440名が普通科である。普通科の定員は全体の74.6%であり、進路志望の調査結果である71.9%と概ね一致しており、妥当な定員数である。

お配りいたしました資料の6枚目に、県の調査の結果及びその詳細の数字などの資料が添付されておりますので、ごらんください。

次に、民意とかけ離れた本件条例の普通科定員についてですが、各市の人口数を無視した「1つの市に1つの普通科」という方針が定められた本件条例が執行される来年には、

普通科である平城高校（定員 360 名）、登美ヶ丘高校（定員 240 名）が廃校となるため、奈良市の県立高校普通科の定員は 840 名の 51.8%（奈良市の県立高校の定員 1514 名）に減少する。さらに再来年には、西の京高校（定員 320 名）が廃校されるため、普通科の定員は 520 名の 34%にまで減少する。今後、奈良市の普通科は奈良高校のみとなる。これにより、奈良市内の普通科定員は普通科入学希望者数の半分以下となる。

これは民意の要望を正しく反映されていないだけでなく、人口の多い奈良市においては、公平に普通科進学の手がかりが与えられない状況に陥る。租税公平にも反する。

次に、県教育委員会の普通科再編に関する分析結果と実行計画との齟齬についてですが、特に調査報告書には「生徒のニーズは、公立普通科が高い。ただし、普通科全体の定員が充足していないことから、普通科への希望というよりも、特定の学校に入学したいニーズであると思われる。⇒希望の学校に入学できない生徒の一部は県外の私立高校に流出しているが、今後、各校の特色化・魅力化の推進により、県内高校への進学率を高めることにつなげたい」とある。

本報告書の括りとして、入学希望のある特定の学校は問題ではなく、「定員が充足しない普通科が問題であり、定員が充足しない普通科高校に対して特色化・魅力化の推進をする」と記載されている。

定員割れを起こしている県立高校は 8 校あるが、その中に奈良市所在の平城、登美ヶ丘、西の京の各校は、定員割れのない人気校であり、報告書の観点からも再編される必要はない。

最後に、なぜ、人気校である奈良市の県立高校 3 校を廃校にして新たな高校を設置することにしたのか、奈良県教育委員会のホームページにはその理由を「生徒急増期に設立された高校」という説明がされているが、奈良県教育委員会の議事録には一切、議論し決した記録はない。唯一、奈良高校の耐震対策のために平城高校を廃校にしたとされる新聞記事が残されている。

耐震対策のために拙速に進められたのが本件条例であり、多くの県民、特に奈良市民が不利益を被る本件条例について、民意を入れ時間をかけて本質的な検討および見直しを求める。

補足として、一覧表をつけてありますので、ごらんいただきたいと思います。

このような計画について、私自身も、現在中学生の保護者の方から、子どもの進路に悩んでいると、どの学校を選べばいいのかわからない、将来に展望が持てない、そういう不

安の声を聞かされております。奈良で子育てをしたいと思っていた人たちが、他府県に移住をするとか、あるいは奈良から出て行って、奈良に帰ってきたくはないと、高校生自身が言っているという話も聞いております。本当に残念なことだと思います。子どもたちの希望に沿った適正な普通科高等学校の配置を求めていきたいと思っておりますので、ご賛同よろしく願いいたします。

○今井委員長 ただいまの説明について、紹介議員に対する質疑があればご発言願います。いいですか。

次に、請願第4号について、紹介議員である山村議員に請願の趣旨を説明願います。

○山村議員 「奈良市所在の県立高校が築き上げた大学進学のを確保するためにも、平城高校の存続を求める」請願書。請願者、奈良県奈良市石木町405、鳥見浩憲ほか2名。

要旨。平成30年10月5日に可決された『奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例』（以降、本件条例）により、奈良市所在の県立高校7校のうち平城高校、登美ヶ丘高校、西の京高校の3校は廃校となるが、教育委員会ならびに県議会において「これら3校が築き上げた大学進学のを確保する対策」は一切議論がなされなかった。従って、議論ならびに対策を求める。特に、大学進学の実績が高い平城高校の存続を求める。以降、本請願の理由について説明をする。

①大学への進学実績を確保する重要性について。

現役中学生やその保護者にとっての高校選択の重要なポイントの1つは、将来の自己実現の可能性を高める“大学への進学実績”である。しかし本件条例の執行により、大幅に大学進学のを失うこととなる。特に、奈良市所在の平城高校、登美ヶ丘高校、西の京高校の大学進学者数は多く、また、この3校に進学する奈良市在住の中学生は、毎年、募集定員の半分弱を占めるため、奈良市民への影響は特に大きい。

国公立大学はもとより、私立大学への進学、その中でも関西圏の私立大学においては関同立（関西大学、関西学院大学、立命館大学、同志社大学）への進学は、将来の夢の実現の可能性を広げる。

なぜならば、数多くの専門分野の学科を保有するだけでなく、AIやIoTなどの技術進化とグローバル化により、目まぐるしく変化する社会に適応できる人材育成のために、年々、その教育カリキュラムが進化しているためである。

これらの大学が輩出する多くの卒業生が、国会議員、県議会議員、先端技術の研究者、

経営におけるグローバルリーダーといった日本経済を支える重要な役割を担っている実績が、教育環境の重要性と効果を証明している。つまり、これらの大学への進学機会を失うことは、奈良県民にとって大きな損失である。当然、日本経済への影響も大きい。

②奈良市所在の県立高校の大学進学実績について。

次に、奈良市所在の各県立高校が発表した最新の進学実績について述べる。国公立大学への進学は奈良高校290名、平城高校80名、高円高校13名、登美ヶ丘高校4名、西の京高校1名、山辺高校1名である。ここで特筆すべきは奈良高校と平城高校の2校のみで全体の95.2%を占めている事実である。

また、私立大学の合格実績は、奈良高校は699名、平城高校は1297名と多い。関関同立の合格実績に限定すると、奈良高校で465名、平城高校で321名と全体の93.1%（奈良高校55.1%、平城高校38.0%、その他7%）を占める。

平城高校に関して言えば、来年度より生徒募集が停止されるため、奈良県民が国立大学、有名私立大学への進学機会を大きく失うことに繋がる。具体的には国公立大学への進学80名、私立大学への合格実績1297名、このうち関関同立321名を失うことになる。

③本件条例における問題点と対策について。

本件条例で県が目指す、AIやIoTの技術進化やグローバル化に対応した人材輩出という観点では、関関同立に多くの学生が進学する平城高校についてはその役割を今も尚、十分に果たしていると言える。普通科による進学の多様性への対応と、進学人数を考慮すると、当然、国際科という進学も一様で定員も半分となる国際高校では不十分であり、別途対策が必要であることは言うまでもない。

また、本件条例の決定に至る過程において、先述の国公立大学、私立大学進学の実績を継承するための施策について、また、将来の奈良を支える子どもたちの大学進学の手機を大きく失うことについて、全く議論がなされていないことは大きな問題である。

繰り返しになるが、特に、平城高校の廃校は大学進学の手機に大きく影響を与えるため、今回の高校再編計画では平城高校は廃校とせず、他校も含めて段階的に生徒数を減少させながら少子化対策を進めていくことが重要である。

④対策の合理的理由について。

平成30年9月第333回奈良県定例議会で、吉田奈良県教育長は「学校の活力を維持するためには、クラス数を維持する必要がある」と答弁をしている。しかし、事実とは真逆の調査結果が得られている。平成29年9月1日の知事説明において、吉田教育

長自ら「データ上では、学校の活力とクラス数と関係なかった」と結論づけている。

つまり、今まで、吉田教育長が答弁を繰り返してこられた、「少子化対策」と「学校の活力維持」の両立のために学校数の削減しかないという理由に根拠は無く、学校数を維持しながら生徒数を調整するだけで少子化への対応ができるということは強調しておきたく、本請願の対策方法のひとつとして実現を頂きたい。また、平城高校を廃校とする理由は何一つない。

以上が請願理由であり、奈良市所在の県立高校が築き上げた大学進学のを確保するためにも、平城高校の存続を求める。

資料としては、最後のページに円グラフと、その裏面に一覧表が添付されております。これまで平城高等学校が努力されて築いてきた実績について、何ら公で議論がなされていなかったということで、このことがひいては奈良県の子どもたちの将来にも大きな影響を及ぼすことにつながっていくということから考えても、皆さんが納得できない、それは自分たちの都合ではなく、子どもたちの将来を願っての県民の思いだということを強くお伝えしたく請願に賛成をいたしておりますので、よろしくお願いたします。

**○今井委員長** ただいまの説明について、紹介議員に対する質疑があればご発言願います。よろしいですか。

次に、請願第5号について、紹介議員である山村議員に請願の趣旨を説明願います。

**○山村議員** それでは、請願第5号、「県立高校の再編計画については、住民参加の観点、並びに国際条約の子どもの権利条約等の観点から、当事者（生徒、保護者、卒業生、地元住民ら）の合意を前提とすることを求める」請願書。請願者、奈良県奈良市石木町405、鳥見浩憲ほか2名。

要旨。昨年、奈良県の県立高校の再編計画が策定されたが、その過程において、当事者（生徒、保護者、卒業生、地元住民ら）の意見は十分に反映されなかった。

また、日本が1994年に批准した国連（ユニセフ）の国際条約である『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』では、大きく4つの分野（・生きる権利、・育つ権利、・守られる権利、・参加する権利）にわたって子どもの権利を守らないといけないが、今回の再編計画においては到底、この条約に則った内容とは言い難い。

この条約の「一般原則」では、以下の点についても深く留意しなければならない。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）。

子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）。

差別の禁止（差別のないこと）。

しかし奈良県教育委員会は高校の耐震化を長期にわたって怠り、多くの生徒の命を危険にさらし続けている。また高校生との意見交換は時期も回数も不十分なものである。

以上のことから、高校再編の計画策定にあたっては、『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』に則り、住民参加の観点からも当事者の合意を前提とすることを求める。

資料は時系列表です。子どもの権利条約について紹介をさせていただいております。昨年6月の高校再編計画については、3月にパブリックコメントが行われましたけれども、そのときは高校の名前をふせてあり、そのときに意見が相当数、92通も出されたにもかかわらず、その後は全く意見を聞いておられない。6月に再編計画を発表して、わずか1カ月で決定する。本当に民意の反映がない関係者の意見を聞かないという点では、全国でもこれほど異常なやり方はないと評されているということで、特異な例だと思います。10年前にも同じような再編が行われましたけれども、少なくとも県立高校将来構想審議会あるいは再編計画策定委員会の2つの委員会が設置されて、2年11カ月にわたって検討され、議事録は全て公開されるというものでした。それに比べても、今回はあまりにも異常で、丁寧な説明あるいは慎重な審議を求める署名はたった2カ月で2万6,000筆も集められ、県民的な大きな世論になったにもかかわらず、一切それには耳をかさずに決められてきたということで、本当にこのやり方は異常であったと思っています。ですから、こうしたことを繰り返さないためにも、今回この請願で当事者の意見は必ず反映できるようにということは、当然の要望だと思っています。県議会として県民の声を本当にしっかりと受けとめて、将来の奈良県の子どもたち、教育に禍根を残さないためにも、ぜひとも皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。以上です。

○今井委員長 ただいまの説明について、紹介議員に対する質疑があればご発言願います。ないですか。

ほかになければ、これもちまして、紹介議員に対する質疑を終わります。

紹介議員の方はご退席願います。

それでは、請願第2号から順に審査を行います。

まず、請願第2号について、ただいまの説明も含めて質疑があれば、ご発言願います。

○藤野委員 理事者に1点だけお聞きいたします。この請願の中には3学年がそろった活動は困難と記されていますが、現在、奈良高等学校でこの3学年がそろって体育館を使用

している行事、催し物等はどのようなものがあるのか、現状を教えてくださいたいと思います。

**○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱）** 今まで体育館を使っていたのは入学式、卒業式、始業式、終業式等があります。また、文化的な講演会などがあれば、奈良高等学校の体育館を使っていたと聞いております。以上です。

**○藤野委員** 以前、教育委員会から説明があったのは、大勢が集まる時、生徒がそろうときには、近隣の施設を借りると聞いた記憶があるのですけれども、考え方をもう一度お聞きしたいと思います。

**○大西教育次長（学務担当）** 昨年度、既に体育館の使用を停止した後のことですが、奈良高等学校と話し合いながら、奈良市のなら100年会館や地元の鴻池のならでんアリーナ等、行事がわかっているものについては、奈良市とも協議しながら、費用についても県で面倒を見ながら、卒業式、入学式等を実施しております。確かに本来ならば学校の体育館等で実施できていたことですが、支障が出ないように話し合いながら、事前わかっていることについては、代替の場所を保障する形での取り組みをしております。以上です。

**○藤野委員** 仮設の屋内運動場を建設された以後も、そういった大勢が集まる場面については、屋内運動場が活用できないということであれば、近隣の施設を使用するということが、県教育委員会がしっかりと支援をしてお聞きしましたが、部活動も困難を来す場面があると思いますが、教育委員会として近隣の施設も含めた何らかの対応を考えているのか、今後の考え方についてお聞きいたします。

**○熊谷教育政策推進課長** 先ほど申し上げたことに加えて、文化祭もなら100年会館で行わせていただきました。今後についても予餞会、卒業式などをならでんアリーナで行う予定をしております。また、おっしゃられました教育活動の一環としての部活動等を継続するためにも、練習機会を確保することが不可欠であると考えておりますので、近隣の施設の利用のほか、旧城内高等学校のグラウンド、体育館の使用を考えております。それに向けて、シャトルバスも9月以降、引き続き利用を可能として運行をしているところです。以上です。

**○藤野委員** 最後に1点お聞きしますが、体育の授業については、仮設の屋内運動場を使用することで支障はないのかどうか、お聞きいたします。

**○栢木保健体育課長** 仮設体育館での体育の授業ですが、マット運動などの器械運動は十

分実施できますし、コート数には限りがありますがけれども、バドミントン、バレーボール、バスケットボール等の球技も行うことも可能ですので、体育の授業は十分実施できると考えております。以上です。

○今井委員長 ほかにありませんか。いいですか。

それでは進行を交代していただけますか。

○阪口副委員長 委員長から発言がありますので、進行をかわらせていただきます。

○今井委員長 藤野委員から体育の授業や部活、また全体の行事などに支障はないのかというお話があったのですがけれども、教育施設として、たとえ仮設といえどもつくるに当たって、子ども全員が利用できないものをつくるというのは問題がないのかどうかをお伺いしたいと思います。

○吉田教育長 まず、I s 値 0.3 未満の施設は校舎や体育館も使用停止にしました。使用停止したことによる代替施設として、仮設校舎、仮設体育館をつくる、あるいは近隣の施設を利活用して子どもの教育活動の充実に当たっています。仮設体育館を最大限に大きなものにすると、今度は運動場に制約が出てきますので、運動場での体育の授業、部活動、それらと仮設体育館での活動をうまく両立できる状況をつくる必要があるということで、仮設体育館を今回の規模にしたということです。

○今井委員長 旧城内高等学校も利用されているということで、私も夏休みに様子を見に行かせていただきました。旧城内高等学校は、それまで郡山高等学校の子どもたちがサッカーなどで使っていたということで、奈良高等学校が旧城内高等学校を使うに当たり、今度は郡山高等学校の子どもたちが旧片桐高等学校まで自転車で部活に行っているということで、あちらこちらに波及しているということを改めて感じたわけです。先日、大雨が降ったときも、プレハブ校舎が運動場に建っておりますが、非常に水はけが悪く、子どもたちが外に出られなかったため、先生方が雨の中、どこかからベンチを運んでくれて、ベンチを並べた上を子どもたちが歩いて校舎から出たという話も聞いております。現在、2,000平方メートルのところを、I s 値 0.3 未満ということですが、全体が I s 値 0.3 未満ではなく、一部が I s 値 0.3 未満ということですので、ぜひ改修して使えるようにしていただければと思います。これから3年間そのような中で子どもたちが学校に通うというのは大変問題があると思っておりますし、なら100年会館を使っているということですがけれども、日程が早くから押さえられないということで、親御さんにしてみれば、入学式や卒業式はいつなのか、いつ休みをとればいいのか、なかなか決まらなくて大変だ

という話も聞いておりますので、私としては、現地で建てかえをしていただきたいという意見を申し上げておきたいと思えます。

○**阪口副委員長** 委員長と進行を交代いたします。

○**今井委員長** ほかになければ、これをもちまして、請願第2号に対する質疑を終わります。

続いて、請願第2号について、採決に入ります前に委員の意見を求めます。ご発言願います。

○**井岡委員** 我々自由民主党は、既に計画も進んでおり議決等もしておりますので、この請願については3名とも反対させていただきます。

○**粒谷委員** 自民党奈良も、請願については反対をさせていただきます。

○**藤野委員** 新政ならば、全ての請願について会派拘束をかけていませんので、あらかじめ申し上げておりますが、私自身は委員として今回の請願第2号については反対をさせていただきます。なお、今回の耐震化への取り組みは、体育の授業については困難を来さないということではありますが、クラブ活動あるいは生徒全員が集まるときには近隣の施設を使用するというので、子どもたちに大変迷惑をかけるということがありますので、最大限に県教育委員会が支援をしていただくようお願いをするところです。以上です。

○**阪口副委員長** 創生奈良会派ですが、請願については反対です。ただし、意見を申し上げますと、今回の県教育委員会の対応はいろいろな点で遅かった部分もありますし、奈良高等学校に関しては、藤野委員も言われましたけれども、大変な教育環境の中で学習、部活動等をやっていますので、シャトルバスの増発や、行事等においては県教育委員会が中心になって、ならでんアリーナ、なら100年会館などを、校長に任せるのではなく押さえていただくということで、意見を申し上げておきます。

○**今井委員長** それでは、これより採決いたします。

委員各位より請願第2号の採択について意見がありましたので、起立により採決をいたします。

それでは、お諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

それでは、請願第2号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第3号について、先ほどの説明を含めて質疑があればご発言願います。

○藤野委員 請願第3号ですが、現在、普通科の多様化について非常に議論が行われているということも聞きしますし、特色化についての取り組みも、もう既に始められております。改めて多様化、特色化という観点について、吉田教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○吉田教育長 普通科の教育課程が硬直化し、多様な生徒の選択を場合によっては阻んでいるのではないかと。特に専門学科は、専門の教科が25単位以上あれば専門学科といいます。国際高等学校が英語を中心とした専門の教科が25単位で、3年間で平均すると8単位平均になるわけですので、それ以外の教科は普通科の教科を学んでいるということです。例えば理数科、国際科、それから県立大学附属高等学校のように探求科といった専門学科というものは、普通科に、より専門性を入れて大学進学に結びつけていこうという学科です。大学への進学の希望が7割あり、その希望に対して、どのようなメニューを提供していくのか。それは多様な教育課程が編成できるようにしていくべきではないかと。したがって専門学科イコール就職、普通科イコール大学という時代では、これからはなくなっていくと思っております。

○藤野委員 吉田教育長の考えには賛意を示すわけですが、一方で、まだ普通科で学びながら、進路を決めかねている子どもたちもいると思っております。そういった子どもたちへの進路についてのさまざまな学校の対応を考えていかなければならないと思っております。その点についてはどうですか。

○吉田教育長 大学進学をするにしても、ただ単に大学へ行って、そして自分のやりたいことを見つけるのか。あるいは中学校ぐらいから、自分が関心、興味のあるものを見て、それを高等学校に行ってより深めて、それを進学に結びつけるのか。私は後者のほうがいいと思っておりますので、子どもたちに興味関心を持たせられる高等学校づくりを今後していきたいと考えております。

○今井委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

それでは、これより採決をいたします。

請願第3号について、採決に入ります前に委員の意見を求めます。ご発言願います。

○井岡委員 県土の均衡を考えるといたしかたないということですので、3名とも自由民主党は反対させていただきます。

○粒谷委員 自民党奈良としても反対いたします。

○藤野委員 委員の藤野としては、この請願第3号は採決には反対をいたします。なお、

この多様化する取り組みの中で、さらに子どもたちに夢と希望を与えるといったことも大切だと思いますので、引き続きの教育委員会のご対応をよろしくお願い申し上げます。

○**阪口副委員長** 創生奈良会派は反対です。

○**今井委員長** 採決は簡易採決により行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではお諮りいたします。請願第3号については、不採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって請願第3号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第4号について、ただいまの意見も含めて質疑があればご発言願います。

○**藤野委員** 平城高等学校の大学進学率が高いというのはデータでも出ております。一方で、ほかの県立高等学校普通科において、より一層の取り組みを進めれば、平城高等学校並みの進学率をキープできるということも考えられるのではないかと考えております。カリキュラムが非常に大事だと認識をしておりますけれども、その点について県教育委員会の考え方をお聞きしたいと思います。

○**吉田教育長** 確かに平城高等学校が素晴らしい実績を上げてきているというのも事実です。私は学校の活力を維持するためには、クラス数を維持する必要があると述べさせていただいたのは、現に9クラスでつくった学校が、例えば平成から令和になり、生徒数は半分になっています。半分になっていますので、9クラスの学校を4.5クラスにする、6クラスの学校を3クラスにすることでは、とても学校の活力は維持できないと考えております。大規模でつくった学校はある程度大規模を維持する、それが職員数にも反映されますし、職員の働き方にも反映されるわけです。それから、学校の活力とクラス数は関係なかったという話は、9クラスで運営されている学校と6クラスで運営されている学校では、6クラスのほうが活力がないのかといいますと、つくった規模で運営されている学校というのは、それなりの活力を持っているということで、そういったデータ上では結論できなかったということをお断りしているわけです。

それから平城高等学校の実績をどのような形で、場合によっては教育課程上、今後どのようにしていくのかということについては、例えば奈良北高等学校で定員割れ状況が起こっておりますが、昔は奈良北高等学校、北大和高等学校はそのような状況ではなかったわけですけれども、現時点では理数科で定員割れが起こるようになってきました。そこで奈

良北高等学校に数理情報科を設置、これは数学と情報を中心に勉強する科ですけれども、そういった科を設置して、大学進学に向けて活性化していこうと。それから香芝高等学校には、表現・探求コースを設置しましたが、なかなか新聞を活用できていないという実態もあり、子どもたちの新聞離れ、読書離れも起こっておりますけれども、香芝高等学校に表現・探求コースをつくることによって、子どもたちの表現力をどんどん高める。もちろん表現力を高めることによって、大学への進学を目指すということですので、それぞれの学校に特色を持たせたり、コースを設定することによって、大学進学に関しての不安はないと考えております。

○今井委員長 ほかに質問はありますか。

ほかになければ、これをもちまして請願第4号に対する質疑を終わります。

続いて、請願第4号について、採決に入ります前に委員の意見を求めます。ご発言願います。

○井岡委員 請願第4号については、3名とも自由民主党は反対させていただきます。

○粒谷委員 自民党奈良も反対させていただきます。

○藤野委員 委員の藤野としては、請願第4号についての採択については反対をいたします。なお、進学に対応できるカリキュラム編成というのは非常に大事なことなので、引き続きのご対応をよろしくお願い申し上げます。

○阪口副委員長 創生奈良会派は反対です。ただし、少し意見を申し上げておきますと、奈良高等学校が平城高等学校校地に移転して、平城高等学校が廃校になることへの反発が強いと思っています。今後、統廃合については、県としてきちんとしたガイドラインをつくる必要があるのではないかと思うのです。大阪府の場合でしたら、定員割れしたところを廃校にしていくという考えもあります。ただし、奈良県の場合は非常に地域が広い、過疎の問題など、非常に複雑な問題があるので、単純に決められないという問題も理解しております。これは会派としても、一度もう決まったことですので、今さら賛成することはできないということです。

○今井委員長 意見だけ申し上げておきたいと思います。私としては、この請願書に賛成の立場ですけれども、西の京高等学校、登美ヶ丘高等学校、平城高等学校の3つの学校を2つに再編するというのが県のコンセプトになっていると思います。それぞれの学校を訪ねてどういうことかということも聞かせていただきました。登美ヶ丘高等学校は国際高等学校ということですが、法隆寺国際高等学校、高取国際高等学校があつて、なぜ登美ヶ

丘国際高等学校ではなく、ただの国際高等学校という名前なのかということで、非常に地元で愛されている学校だと感じたわけです。それから、西の京高等学校については、県立大学附属高等学校という位置づけになりますけれども、教育委員会を離れていくことになりますので、3つの学校を2つに再編するというのとは、少し違った意味合いになるのかと。そして県立大学附属高等学校について、どのように進めるのかという委員会も傍聴させていただきましたけれども、具体的にはまだIT化を進めるというぐらいのことしか、まだはっきり出ていない感じでした。国際高等学校については、本当にバカロレアを目指すのか、先生も国語の授業以外は全部英語で教育をするという授業が、本当に将来できるのかといった不安を感じました。また、平城高等学校の子どもたちは、一体どこが自分の学校だったと言ったらいいのかという思いを私は感じました。これだけたくさんの皆さんが熱い思いを持って頑張っている学校を残すことは、奈良県の将来にとって大変有益なことではないかと思えます。意見だけ述べさせていただきたいと思えます。

ほかにご意見がなければ、採決は簡易採決により行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではお諮りいたします。請願第4号については、不採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第5号について、ただいまの説明も含めて質疑があればご発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。ほかになければ、これをもちまして、請願第5号に対する質疑を終わります。

続いて、請願第5号についての採決に入ります前に委員の意見を求めます。ご発言願います。

○井岡委員 請願第5号についても自由民主党は3名とも反対をさせていただきますが、今回の再編、前回の再編も反対される高等学校、反対されない高等学校と、かなりいろいろとありました。このような痛みを伴う改革は大変厳しいものです。奈良県も北高南低と言われて、南部の高等学校はだんだん減ってきております。今回の計画案については、私ども自由民主党も、教育長に意見を申しましたけれども、やはり拙速過ぎたということが

あります。それも注意をしながら今後とも高校再編については、今回のいろいろな問題に関して真摯に向き合って頑張っていたいただきたいという意見を申し上げて終わらせていただきます。

○粒谷委員 自民党奈良としても不採択といたします。

○藤野委員 委員の藤野としては、請願第5号については採択に反対をいたします。なお、学校の設置、廃止は、教育委員会に属する事項となっております。だからこそしっかりと、さまざまな声に真摯に耳を傾けなければならないのではないかと思いますし、今回の件についても早くからの調整も必要だったのではないかと考えております。引き続きの教育委員会のさまざまな親切丁寧な対応をお願いして意見といたします。

○阪口副委員長 創生奈良会派は反対です。

委員長と交代します。

○今井委員長 意見を述べさせていただきます。子どもの権利条約については、本当に国際的趨勢になってきている状況の中で、これは当然の請願ではないかと考えておりますので、私の立場としては賛成いたします。

採決は、簡易採決により行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではお諮りいたします。

請願第5号については、不採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって請願第5号は不採択とすることに決しました。

これをもちまして、請願の審査を終わります。

次に、議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、議案の説明については、9月5日の議案説明会で行われたため省略いたします。

それでは、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問がなければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。議第60号、議第62号及び議第69号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第60号、議第62号及び議第69号については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項も含めて質問があればご発言願います。

○植村委員 教育委員会に質問したいと思います。

北朝鮮による拉致問題の啓発ビデオの上映会が、なかなか進まないことに関して、先日も本会議で答弁をいただきました。そのことに関して、少し踏み込んでお聞きしたいと思います。小中学校でドキュメンタリーのアニメ「めぐみ」を活用するに当たり、教育課程上の位置づけが必要であるという小中学校の教育現場からの声ですが、特に小学校の場合、日本の歴史についての学習は6年生からなので、それまでの学年で、教育課程に基づく各教科の中で拉致問題を学習に取り入れるには、発達段階、また学習レディネスに難しさがあるという声が寄せられているわけですが、そのことについて県教育委員会においては、市町村の教育委員会や現場に対して、どのような指導をされているのかお聞かせください。

○大山人権・地域教育課長 植村委員お述べのとおり、拉致問題の学習については各教科の中でどう位置づけるか、学習する際の基本的な知識や経験などが児童生徒に形成されているのか等の大きな課題があります。指導に当たっては指導者が十分に配慮し、軽々に取り扱うことで朝鮮半島につながりのある児童生徒に対する差別や偏見等が生じることのないようにする必要があります。平成30年度に、内閣府拉致問題対策本部が各都道府県の担当者を集めて行った拉致問題に関する教員等研修では、拉致問題を授業でどのように扱えばいいのかについての協議が行われました。その中では、児童生徒の発達段階に合わせて、特別の教科道徳、また総合的な学習の時間、社会科、人権集会などの特別活動等での指導案等が話し合われたところです。現在、内閣府拉致問題対策本部では、この研修において協議された各都道府県からの指導事例を、教科ごとにまとめた事例集を作成する予定であると聞いております。県教育委員会としても、アニメ「めぐみ」の授業展開例も掲載

している県の人権教育指導資料「なかまとともに」を配付しており、児童生徒の発達段階や、各学校の実態に即して拉致問題に対する学習が進められるよう啓発を行っております。今後とも、国の動きも注視しながら、拉致問題に対する児童生徒の正しい理解が促進されるよう努めていきたいと思っております。以上です。

○植村委員 浸透していくことを目指していただかなければいけないわけですが、現場が混乱しない形で指導していく義務があると考えますので、今後ともしっかりと、国とも協議しながら進めていただきたいということを要望して終わります。

○小村委員 高校生の就活のルールについて確認したいのですが、多くの都道府県では、少しスケジュールがタイトであったり、1人1社制や学校あっせん就職、いわゆる学校推薦での就職をされている都道府県がほとんどだとお聞きしているのですけれども、奈良県の現状について、お聞かせいただきたいと思っております。

○大石学校教育課長 奈良県の現状ですけれども、採用選考日から一定期間は、1人の生徒が一度に応募できる企業を1社という形にして、当該企業の内定が得られなかった場合などに他の企業に応募できる仕組みとなっております。奈良県の場合は、11月1日以降、複数応募を可能としており、小村委員がおっしゃったように、1人1社から始めるという形は45都道府県で実施されているということです。

○小村委員 スケジュール感についても確認したいのですけれども、学業が優先されるということで、高校生の就活は、大体毎年7月1日ぐらいに求人票を提出して、決めるまでが約1カ月半ぐらいになるという話も聞いています。求人票を見ても簡素なもので、情報が不足した状態で1人1社制で決めなければならないという状況もあると聞いています。高校生の就職内定率が、文部科学省の発表によると平成30年3月で98.1%であり、就職内定率が高いのは1人1社制によるものとも思うのですけれども、高卒者の場合は離職率が非常に高く、高卒者の就職後の3年以内の離職率は39.3%、大卒者は31.8%です。1年以内の離職率は、高卒者が18.2%、大卒者が11.9%と、年齢的なものもあるとは思いますが、高卒者の離職率が非常に多くなっているのは、1人1社制というのも影響していると思っています。現在、高卒者の求人はふえているという認識ですけれども、有効求人倍率等でも構わないのですが、今の奈良県の状態を確認させていただきたい。

○大石学校教育課長 スケジュール感については、選考の開始は9月16日からとなっております。10月いっぱいには1社で選考をして、11月1日以降は複数応募ということで

す。申しわけありませんが、今年度の有効求人倍率等については手元にありません。

○小村委員 今すぐにといいことではないのですけれども、全国的に見ると、高卒者を採用したいという企業がふえているとお聞きしています。数字的にも出ているのですけれども、今までの1人1社制を見直すべきではないのかという都道府県も出てきている中で、奈良県としてもその点を調査研究していただきたいと思っています。もちろん今までの学校推薦、1人1社制というやり方があるおかげで、高卒者の就職率が高いというのもわかっているのですけれども、離職率等の数値も調べていただいて、本当にいい形というのが何なのかということ、今から調査研究していただいて、計画を立てていただきたいと思っています。自由応募と学校推薦の併願をしようとしている県もあり、7月20日ごろから夏休みの間、一般活動枠として企業を受けられて、9月16日から学校推薦もできるという形で、自由に選りながら学校推薦も併用する形でしょうとされている県もあるということ、調べているのですけれども、そういった都道府県等も参考にしていきたい。これから若手の労働者が不足し、高卒者の求人はふえると思っています。高卒者の離職率を減らしていただきたいですし、できるだけ県内で働いていただきたいと思っていますので、高卒者の求人について、調査研究していただきたいと思っています。要望だけさせていただきます。吉田教育長、答弁があればお願いします。

○吉田教育長 従来から企業はよい子どもをとりたい、高等学校は就職を希望する生徒を全員就職させたいという考えから1人1社制で進んできたと思うのですけれども、小村委員がおっしゃるように、目的を持って就職するということが大事ですので、子どもたちが自由応募できる力をしっかりつけていく必要があります。そういった力をつけながら、学校推薦、自由応募のあり方を今後見直していく必要があります。9月27日、今週の金曜日ですけれども、奈良情報商業高等学校と奈良県経済産業協会とが協定を結ぶ運びになっております。将来、県立商業高等学校になりますけれども、インターンシップの充実をお願いすることがメインで、インターンシップを充実させることによって、子どもたちもその企業に行くために、どのような力が必要か、そして応募する力もあわせてつけていけるのではないかと考えております。しっかり研究させていただきます。

○小村委員 最後に、吉田教育長がおっしゃったように、本当に、これから子どもたちが自分で選ぶ力をつけていただきたいと思っています。先ほどの話と少し論点がずれるのですけれども、高等学校の普通科にいろいろなコースができていの中で、それを選ぶというのは、中学生の段階でどのコースに進むかを選ぶということですので、キャリア教育とい

うのは高校生の就活のことだけではなく、中学校段階から必要なこととなってきますので、その点は県教育委員会に念押しでお願いしておきます。

○植村委員 議第69号、高等学校整備事業にかかる請負契約の締結についてですが、この事業により耐震化は全部終わるのかどうかをお聞きしたいのですけれども、まだ残っている施設があるのであれば、それはどのような方向性で考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○中西学校支援課長 この議案は、奈良朱雀高等学校の耐震補強工事の契約です。今後、そのほかで耐震補強工事を行うのは高田高等学校で、来年、再来年で実施して、耐震補強工事はそれで完了となります。残りは改築が必要な学校で、5校ありますが、それらの改築が終わるのが令和4年度の予定です。それで高等学校の耐震化については全て完了となります。以上です。

○植村委員 よくわからないのですが、それでは議第69号の対象は奈良朱雀高等学校ですが、この工事でこの学校の耐震化は完了するという理解でいいのですか。それとも残っている部分があるのでしょうか。

○中西学校支援課長 奈良朱雀高等学校に関してですか。

○植村委員 はい、奈良朱雀高等学校です。

○中西学校支援課長 文部科学省の調査対象の建物については、全てこれで完了することになります。以上です。

○植村委員 調査対象ということは、調査対象ではないものはまだあるということですか。

○中西学校支援課長 生徒が常時使っていない、例えばクラブハウスなどは調査対象となっておりません。それらについては耐震診断も行っておりませんので、全体を100%完了とはならないということになります。以上です。

○植村委員 それでは使っているところの耐震化をしていかなければいけないということでしょうか。

○中西学校支援課長 使っているところについては、基本的に安全管理はしていかないといけないということですが、文部科学省の耐震対象にはなっていないということです。

○植村委員 よくわからないのですが、文部科学省の対象にはなっていないけれども、現実に使われているところはどうするのですか。文部科学省の対象になっていないから、学校の中ではあっても、もうそれはしないという理解でよろしいのでしょうか。それとも文部科学省の調査対象ではないけれども、今後していく必要がある、何らかの安全対策はし

ていかなければいけないという考え方を持っているということでしょうか。

○中西学校支援課長 現在の使用状況、今後の使用状況も考えて対応する必要があるという考えです。現時点では計画には入っていないということです。今後その部分については老朽化対策のこともありますので、安全管理は図っていかないといけないと認識しております。以上です。

○植村委員 それでは安全化対策をしていく方向で、しっかりとやっていただきたいと思っておりますので、お願いしておきます。

○今井委員長 現在、使っていないところで、基準に入っていないところがどれぐらいあるのか、また後で資料の提出をお願いしたいと思います。

○藤野委員 数点質問をいたします。

まず初めに、地元でありますので避けては通れない問題についてお聞きいたします。大和郡山市立郡山南小学校の問題です。先般、新聞報道でも出ましたが、2、3年生の学級担任の教員4人が、今月2日の始業式から休職しているということです。保護者からは、大人のトラブルに巻き込まれ、子どもが一番の被害者ということで、早期の問題解決を求めているということです。その後、保護者の方々にも経過説明が学校側からあったということが新聞報道で出ましたが、本当にパワハラはなかったのかという疑問を持っている保護者、あるいは休んでいる先生方に対して、これはボイコットではないかという、両面にわたる批判があったと報道されておりました。これを受けて、上田大和郡山市長が新聞のコメントで、守るべきは子ども、子どもたちが安心して学校に行ける環境づくりを、この問題を通してしっかりと進めていきたいとコメントされており、また大和郡山市の谷垣教育長も、夏休み明けから担任が休んでおり、子どもが不安を感じたと思う、そういう事態が起きたことは大変申しわけないということで謝罪をされたということです。この一連の問題について、県教育委員会としては現状把握をされておられるのか、また把握をされておられるとしたら、今後どのように市教育委員会と協議しながら、問題解決に向けて取り組もうとされているのかお聞きいたします。

○香河教職員課長 大和郡山市の小学校で、3年生の担任が1名、2年生の担任が3名休んでいるという状況です。現在は、大和郡山市の指導主事等と、県から派遣した補充講師で担任の業務をやっております。そのほかは校内で工夫をしながら対応をいただいているところです。子どもが犠牲になることは一番あってはならないことであり、子どもたちの教育に支障のないように、県教育委員会として、市教育委員会ともしっかりと連携しながら、

最大限支援していきたいと考えております。

○藤野委員 あまり問題を掘り下げて、今、聞くべきことでもないかと思うのですが、早期の解決が非常に大事なことであろうと思っております。先ほどもおっしゃった、一番の被害者は子どもですので、市教育委員会の取り組みではありますけれども、県教育委員会としてもしっかりとバックアップをしていただいて、早急な問題解決に向けての取り組みを進めていただきたいと、お願いをしたいと思っております。

続いて、一般質問でも申し上げましたが、学校における働き方改革についてお聞きいたします。一般質問でも申し上げましたけれども、中央教育審議会では変形労働時間制について議論され、総会の答申においても、変形労働時間制の活用が取り入れられたとお聞きしております。勤務時間の割り振り変更制度も含めて、現在、県教育委員会としてどのように考えているのかお聞きいたします。

○香河教職員課長 藤野委員お述べの変形労働時間制ですが、現在、地方公務員には、1年間の変形労働時間制が認められていないという状況です。それを受けて、現在、国で検討が進められており、導入については、引き続き国の動向をしっかりと見ていきたいと考えております。変形労働時間制も含めて、教員の勤務時間のあり方については、現在、学校における働き方改革推進会議で議論しているところですので、今後、時間の割り振り等の考え方についても整備を進めていきたいと考えているところです。

○藤野委員 勤務時間の割り振り変更といった制度を活用している近畿圏の教育委員会はあるのですか。

○香河教職員課長 例えば修学旅行などで、1日の勤務時間が長くなる場合に、その分をほかの日の時間と割り振りを変えるという取り扱いをやっている県はあります。手元に具体的な資料は持ち合わせておりませんが、他県が取り組まれているというのは前例としては聞いておりますので、そういったものも参考にして、検討したいと思っております。

○藤野委員 既に進めている県もあるということですので、それらを参考にしながら対応を進めていただきたいと思っております。

もう1点は、文部科学省から6月28日付で、「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」の通知が、各都道府県教育委員会教育長に通知されております。休日の確保のための週休日の割り振りや、年次有給休暇によって長期間の学校閉庁日を実施している地方公共団体もあり、文部科学省と

しては、これまでも学校閉庁日の実施について呼びかけてきたところであり、平成30年度教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査では、既に都道府県の40.4%、政令指定都市の95%、市区町村の60.4%が学校閉庁日を設定しているということで、さらに積極的に取り組んでいただくようお願いするという通知です。このことについて教育委員会として認識はされているのでしょうか。

○香河教職員課長 夏休みの取り扱いについて、文部科学省から通知が出ております。その中で、学校の閉庁日が求められているところです。現在、市町村教育委員会では、ほとんどの市町村で学校閉庁日について、今年度、既に取り組みをいただいております。主にお盆の期間を学校閉庁日にする取り組みをされていると認識しているところです。

○藤野委員 夏季等の長期休業期間中における業務ということで、研修について、部活動について、児童生徒の学習活動について等が詳しく記載された通知ですが、これらも含めて今後の県教育委員会のさらなる取り組みをぜひともお願いしたいと思います。

続いて、小・中・高等学校のAEDへの取り組みについてお聞きいたします。日本小児循環器学会が、自動体外式除細動器、いわゆるAEDの学校での使い方についての指針を作成されました。この指針では、人目につきやすい玄関ロビー、運動場、プール、体育館などのAEDの設置場所や、クラブ活動、対外試合などの際の携帯用AEDの用意など、事細かく示されています。AEDの使用開始が1分おけると社会復帰率は9%下がるということですから、心肺停止から5分以内に開始が望ましいとされております。まず、AEDの学校への配置について、現状をお聞きしたいと思います。

○栢木保健体育課長 学校への配置数ですが、県教育委員会では、県立学校に学校内での緊急時の対応のために、平成20年度からAEDを配置しております。現在、県立学校43校全校に合計45台を配置しております。市町村立の小中学校については、学校の設置者である各市町村教育委員会が配置しております。昨年度の調査では、県立学校におけるAEDの保有数は、県教育委員会の配置AEDを含めて、1台配置が21校、2台以上配置が22校となっています。また、小学校では、1台配置が178校、2台以上配置が18校、中学校では、1台配置が77校、2台以上配置が26校となっております。以上です。

○藤野委員 県立学校だけに絞ってお話しすると、1校に1台というのは、教育委員会の予算で配置されているとお聞きをしているのですけれども、2台以上の配置というのは、育友会、PTA等の予算で配置されているとお聞きしているのですが、間違いはないですか。

○栢木保健体育課長 詳しくは聞いておりませんが、育友会等のお金で配置していると聞いております。

○藤野委員 教育委員会の予算以外で、育友会やPTAの予算で配置されているというのは、何らかの理由があるのかお聞きをします。

○栢木保健体育課長 学校の実情全てではありませんが、例えば休日に学校が閉まったときに持ち出せるように配慮したり、体育館や職員室などにそれぞれ一台と、便利なように考えて配置していると聞いております。

○藤野委員 学校の敷地の広さも関係すると思いますし、校舎の複雑さなど、いろいろと関係があると思いますが、育友会、PTAが配置するということは、子どもたちの命を守るという取り組みにかなり関心を持たれて、恐らく1台では少ないと考えて配置をされていると推測します。空調設備設置も含めてですけれども、本来ならこういった機器の設置は、行政がしっかりと責任を持ってやるべきだと思うのです。教育に予算を投じていかなければならないという思いのもとで、県立学校の敷地の広さを考えると、1台では少ないと私は考えます。したがって2台以上の設置をぜひともお願いしたいと思います。またAEDの使い方などについて、先生方、子どもたち、保護者を含めて啓発をお願いします。また後日、このことについて質問させていただきたいと思います。

続いて、旧城内高等学校の跡地についてお聞きいたします。奈良高等学校が、2学期は使用されていないということで、今後、所有者に返還し、大和郡山市が国の史跡指定を目指しながら取り組みを進めていくと少し耳に入っております。そのような中で、郡山城の松陰堀の復旧等について、どのように考えているのか、お聞きいたします。

○中西学校支援課長 旧城内高等学校の跡地は借地であり、校舎、プール等の建物、その他の構造物などを解体撤去した上で、土地所有者に県から返還する予定です。ことし3月に大和郡山市が第3次の郡山城跡公園基本計画を策定されました。その中で、土地返還後の跡地を大和郡山市が活用することになっておりますが、跡地活用において必要となる建物や構造物もあります。解体撤去した後、更地化した敷地への不法侵入を防ぐための境界フェンス、雨水を敷地外に排水するための施設などは解体撤去を行わずにそのまま残すこと等について、現在、大和郡山市や所有者と協議をしているところです。今後、大和郡山市、所有者との調整が完了すれば、今年度中に解体撤去工事の発注手続を行い、令和3年3月末には解体撤去を完了して、土地所有者に土地を返還したいと考えております。藤野委員から指摘のありました松陰堀ですが、いつの時代かわかりませんが、土で埋められた

部分があるということで、土をどかしてということになるのですけれども、現在、その点についても所有者と協議をしております。松陰堀には、郡山城の遺構が存在している可能性があるということで、文化財の保護や保全の観点から、慎重な対応が必要という考えであり、今後、関係機関とも協議しながら、引き続き所有者としっかりと協議を続けていきたいと考えております。以上です。

○藤野委員 先ほども申し上げたように、大和郡山市が国の史跡指定を目指しながら取り組みを進めていこうという方向性とお聞きをする中で、もう一度確認しますけれども、体育館だけを残して、校舎、プール等の施設を解体するということですが、これは基礎からしっかりと撤去されるということでしょうか。

○中西学校支援課長 撤去ですので、基本的に基礎の部分も撤去しなくてはならないということですが、基礎の部分の撤去に関しても、文化財の保護の観点から、しっかりと調整、確認等をしながら進めていきたいと考えております。以上です。

○藤野委員 恐らく既に工期等も示されておられると思うのですが、今後、予定されている工期に従って、スムーズに取り組みが進められるようお願いして質問を終わります。

○阪口副委員長 3点通告をしております。1点目は、学校指定物品のこと、2点目は国民体育大会に関すること、3点目は動物の殺処分に関することです。

1点目の質問ですが、公立高等学校での指定物品、主に制服やかばん等ですが、私の近隣の保護者から、近くで買いたいけれども遠いところに買いに行かなければいけないと、業者の選定についての話がありました。県として、その点についてどのような考えを持っているのか、お聞かせください。

○熊谷教育政策推進課長 県教育委員会としては、制服を含む学校指定物品については、指定業者の選定にかかる手続の透明性を確保し、保護者の負担軽減を図るとともに、説明責任を果たすように、平成29年5月に「学校指定物品の取扱に関するガイドライン」を策定し、県立高等学校校長会等でも周知を図っております。このガイドラインに基づいて、保護者代表を含む学校指定物品検討委員会の設置が進んでいるほか、新たに期間を定めた契約を交わすことで、価格が下がった学校も出ております。一方で、これまでの業者と5年間以上の長期の契約を行っている学校があることも確認されております。阪口副委員長がご指摘のとおり、ガイドラインの趣旨は、選定の透明性の確保と競争を働かせるということにあることを踏まえて、趣旨に沿った契約に順次移行を行うように話をしているところです。以上です。

○**阪口副委員長** 熊谷教育政策推進課長から、ガイドラインについて説明がありましたが、ガイドラインについては、私も納得しています。できるだけ競争性を確保すること、保護者の利便性の確保をしていただくことが大事だと思います。学校名を出して保護者が誰なのかがわかって困りますので、また詳細等はお話ししたいと思っております。

次に、県立大学附属高等学校は公立大学法人奈良県立大学へ移管しますので、教育委員会の所管ではないとは理解しておりますが、どのように考えているのか、お聞かせください。

○**熊谷教育政策推進課長** 県立大学附属高等学校の制服等の学校指定物品については、教育委員会ではなく、公立大学法人が進めていくことになっております。

○**阪口副委員長** ここでは質問しても答えにくいということも理解しております。例えば、県立国際高等学校の場合は、3校が2校になりましたので、そこではどのような決め方をされたのかお聞かせください。

○**熊谷教育政策推進課長** 来年度開校する県立国際高等学校については、プロポーザル方式を用いて、メーカーに案を出していただき、選定を行っております。また制服以外の靴等の学校指定物品についても同じような形でプロポーザル方式をとり、競争性、透明性を重視した選定を行っているところです。

○**阪口副委員長** 多分、県立大学附属高等学校もプロポーザルになるのではないかと推認しながら質問したわけですが、ここでは答弁を求めにくいということは理解しております。

現在、奈良県としては、各学校で決める学校指定物品検討委員会と、最近とられているプロポーザル方式の二本立てになっているという理解でいいのでしょうか。

○**熊谷教育政策推進課長** 指定物品の検討については、校長が責任を持って行うということで、先ほど申し上げたように、ガイドラインにおいては、学校指定物品検討委員会には、保護者も入れて検討を行うように求めています。その中で、制服をかえることや、業者との契約が5年以上と長期にわたっているところについては、入札を行うか、見積もり合わせをお願いしているところです。新たな制服を選定する際には、阪口副委員長お述べのとおり、プロポーザル方式が今後もふえていくのではないかと考えております。

○**阪口副委員長** プロポーザルは随意契約の一種です。今の教育委員会はしっかりされているので、選定委員などはきちんと選定されていると思うのですが、どのような方式がいいのかについては、保護者、学校現場等の意見が反映されるのが一番望ましく、また、競

争性、保護者の利便性、経済性といった視点で今後も考えていただきたいので、よろしくお願いいたします。

2点目の質問に入ります。本会議でも山本議員から質問がありました国民体育大会のことです。滋賀県の国民体育大会は2024年ですが、彦根総合運動公園第1種陸上競技場の工事入札が不調になったと最近の新聞にありました。奈良県においても、予算議案を読んでいると何か計画性がない。まほろば健康パーク整備事業にかかる請負契約を読んでいると、プールの観客席整備工事等で9億5,000万円ほどかけるということですが、最初から設置していれば、9億5,000万円もかからず、もう少し安くできたのではないかと思います。

ここで質問しても仕方がないので、奈良県の人口は19年連続して減っていますし、145万人から134万人、2030年ですと120万人前後になるのか、はっきりわかりませんが、必要な施設はきちんと整備すべきであると考えます。競技人口は何が多いのか、また、今後の活用も考えて施設をつくっていきますが、人口等が減っていき、箱物の負担がふえていくので市町村との連携も要るだろうと思うわけです。奈良県での国民体育大会の開催は10年先ですけれども、失敗等をしないために、現在のスポーツ施設整備の考え方について、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

**○木村スポーツ振興課長** 国民体育大会に向けて、スポーツ施設の整備の考え方についてですけれども、国民体育大会の2巡目開催については2029年の島根県まで既に、内々定を含め、開催県が決定しております。2巡目国民体育大会で残っているのは、奈良県、山梨県、沖縄県の3県です。

奈良県の場合は、2030年ごろの開催が予定されているわけですが、国民体育大会を開催する場合、まず、開会式会場として日本陸上競技連盟第1種公認の陸上競技場が必要となり、先催県の例でも、県が会場の整備をしております。開会式会場については、先日、知事が答弁したとおり、現時点ではどの市町村で実施するか決まっております。また、国民体育大会の開催に当たっては、6年前に中央競技団体の視察を受けることになっておりますが、それまでに、開会式会場となる競技場をはじめ、約60から70カ所の競技会場の配置を決定する必要があります。また、開催前年にリハーサル大会を実施するわけですが、その整備等も完了して、開催本番年に備えなければならないという現状があります。

そのような現状の中で、国民体育大会会場の計画に当たっては、先ほど阪口副委員長も

お述べになられたとおり、人口減少等の状況も十分に考慮して、県施設、市町村施設をより効果的、効率的に活用して、ファシリティマネジメントによる手法も積極的に取り入れながら、国民体育大会後の利活用も当然見据えて、中長期的な視野で、市町村と連携を十分にとりながら取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○**阪口副委員長** 現状では、どの競技はどこですのかというのはまだ早いと思いますが、慌てないために担当者のほうでじっくり検討していただきたい。10年先、多分私もいないので、今からきちんと準備をしておく、不必要な施設もできないと考えております。

3点目の質問に入ります。動物の殺処分、特に犬、猫についてです。殺処分については、本会議で質問し、また、文教くらし委員会でも2～3度質問しました。現在、県予算もついていると思いますし、愛護団体と連携した譲渡も進んでいると思いますが、最近、質問等をしていないので、実際のところ殺処分が減少しているのかいないのか、特に県としての成果を紹介していただきたいと思います。

○**田中消費・生活安全課長** 犬及び猫の平成30年度の殺処分数は844頭で、5年前の1,626頭に比べ48%減、10年前の2,321頭に比べ64%減と、殺処分数は大幅に減少しております。

具体的には、犬については、平成30年度は、引き取りが164頭で、うち36頭は飼い主に返還し、それ以外は県動物愛護センターで獣医師が適性検査をして、譲渡できると判定された44頭については全て譲渡しましたが、病気や人への攻撃性などで譲渡できないと判定された残りの77頭については殺処分となっております。

また、猫については、平成30年度は、引き取りが867頭、うち4頭は飼い主に返還し、それ以外は犬と同様に適性検査をし、譲渡できると判定された90頭は全て譲渡しましたが、病気などで譲渡できないと判定された767頭は殺処分となっております。

殺処分数とは、基本的に引き取った数から譲渡数を引いたものとなりますので、殺処分を減らすには引き取りを減らすこと、譲渡をふやすことが必要となります。県では、引き取り数を減らすために、これまで県民に対して最後まで責任を持って飼いましょうと啓発活動を実施しております。また、猫については、殺処分の約7割が所有者不明の幼い猫であることから、野良猫が子どもを産まないように、市町村と協働して積極的にTNR活動に取り組んでおり、県において手術を無償で行っております。また、譲渡をふやす取り組みとして、動物愛護団体と連携して譲渡を促進し、譲渡講習会も県動物愛護センターだけでなく保健所でも実施しております。また、猫の譲渡をふやすために、離乳期前後の幼

い猫にミルクを与えるミルクボランティア制度により、譲渡数を確実にふやしているところ  
ろです。

県としては、動物は命あるものだという動物の愛護及び管理に関する法律の基本原則に  
基づき、犬及び猫の殺処分の削減に今後とも一層取り組んでいきます。以上です。

○**阪口副委員長** 殺処分がかなり減少していると聞いて安心しておりますが、犬と猫を比  
べると、猫のほうが譲渡も難しいし、繁殖率も高くて、難しくはあると思いますが、殺処  
分ゼロを目指して頑張っていくことが県においても大事なことだと思います。以上で終わ  
ります。

○**今井委員長** ほかにありませんか。

ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。